

京都市産業廃棄物資源循環推進会議開催要綱

（目的）

第1条 この要綱は、京都市産業廃棄物処理指導指針に基づき、実効性ある産業廃棄物処理施策を推進することにより、産業廃棄物の資源循環の促進及び適正処理の確保を図り、もって持続可能な循環型社会の構築に資するため、京都市産業廃棄物資源循環推進会議（以下「会議」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（議事）

第2条 会議は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

- （1）本市の産業廃棄物処理施策の実施状況に関する事項
- （2）産業廃棄物の資源循環を促進し、適正処理を確保する観点から本市が国に対して行う政策提案に関する事項
- （3）京都市産業廃棄物処理指導指針に関する事項
- （4）前各号に掲げるもののほか、前条の趣旨に照らして必要と認められる事項

（委員）

第3条 会議の委員は、14人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が就任を依頼する。

- （1）学識経験者
- （2）産業廃棄物排出事業者
- （3）産業廃棄物処理業者
- （4）市民
- （5）行政機関の職員

3 委員の任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

（委員長等）

第4条 会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、各委員の同意を得て、委員のうちから市長が指名する。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長に代わり会議の議長を務める。

5 市長は、必要があると認めるときは、前条の委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の開催)

第5条 会議は、市長が招集し開催する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課が行う。

(遵守事項)

第7条 委員は、その任務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、また、同様とする。

2 委員は、その信用を傷つけ、又は本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解任)

第8条 市長は、委員が前条の規定に違反したときは、その委員を解任することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、各委員の意見を聴き、環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市産業廃棄物3R推進会議開催要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年4月16日から施行する。